市民委員会資料②

- 2 所管事務の調査(報告)
- (2) 北部地域療育センターの管理運営手法について

- 資料 1 北部地域療育センターの指定管理者制度の導入について
- 資料 2 「北部地域療育センター」への指定管理者制度導入に対する 意見募集の実施について

市民・こども局こども本部 (平成25年1月23日)

資料1

北部地域療育センターへの指定管理者制度の導入について

1. 北部地域療育センター概要

【建物概要】

- 〇所在地:麻生区片平5-26-1(小田急多摩線 五月台駅徒歩5分)
- ORC造2階建て(地下はなし)、延べ床面積 2,113㎡、園庭876㎡
- 〇平成3年4月竣工

【事業概要】

- 18歳までの発達に課題のある児童に対して相談・療育等を行う通所施設
- ●通所部門:定員60名

学齢前の発達に課題のある子どもへの支援を実施。子どもの状況に応じて、週に1回 から数回、センターへ通い、保育士・児童指導員等職員が主に支援する。

- ●外来療育部門(診療所)
- 18歳までの子どもを対象に医師の診断などをもとに専門職による支援を実施。 非常勤医師・看護師・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・ケースワーカー・心理職 等の専門職が支援を実施
- ●所管エリア:麻牛区及び多摩区の一部

3. 民営化に伴う対応

- (1)常勤医師の配置···当初相談から実際の利用までの時間短縮·いつでも相談できる安心感 【民営化前】非常勤医師が週に2回程度の診療となっており、スケジュール調整が必要なことから、 相談から実際の利用まで時間がかかる状況にある。
- 【民営化後】常勤医師の配置により時間短縮につなげることができる。また、保護者にとっても医師 の顔がみられる安心感があり、施設利用につながる。
- 〈参 考〉中部地域療育センターでは、初回相談から施設利用までの時間短縮に寄与。
- ②専門職など相談対応職員の増員・・・増加する発達障害児相談への対応

【民営化前】ケースワーカー・・・6名

心理職・・・3名

【民営化後】ケースワーカー・・・7名程度 心理職・・・5名程度

<参 考>中部地域療育センターで実施し、相談体制強化に繋がっている。

③保育士等の増員・・・受け入れ児童の増加

【民営化前】定員に対して4:1の配置 ⇒ 【民営化後】定員に対して3:1(20名)を基本 く参 考>中部地域療育センターでは公営時契約数85名が、指定管理後231名(H23)に増加。 ☆職員配置

- 中部地域療育センター(定員:100人) ⇒ 常勤57人+非常勤26人=83人(H23)
- 西部地域療育センター(定員:60人)
- ⇒ 常勤45人+非常勤24人=69人
- 北部地域療育センター

(定員:60人) ⇒ 常勤28人+非常勤15人=43人

指定管理者導入後 (定員:60人)

⇒ 常勤49人+非常勤6人=55人の見込み

2. 北部地域療育センターの民営化手法について

管理運営手法は、指定管理者制度による管理運営とする

★指定管理者制度導入により、サービス向上や効率的な運営が見込める★

発達障害児の増加など多様化しているニーズに対して、法人の持つノウハウや 人的資源により柔軟な対応が行われ、サービス向上や効率的な管理運営が 見込まれることから指定管理者制度を導入する。導入は平成27年度とする。

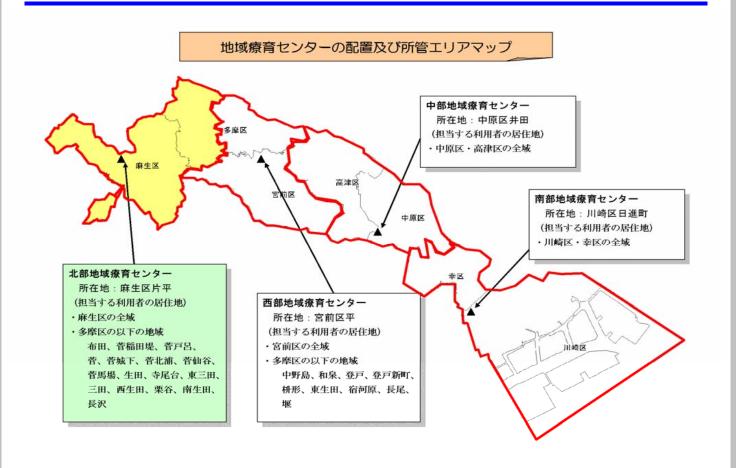
〈参考〉市内の療育センターの状況

- ・南部地域療育センター: H26年度 指定管理予定
- ・中部地域療育センター:H23年度 指定管理実施
- ・西部地域療育センター: H22年度 民設民営により開設

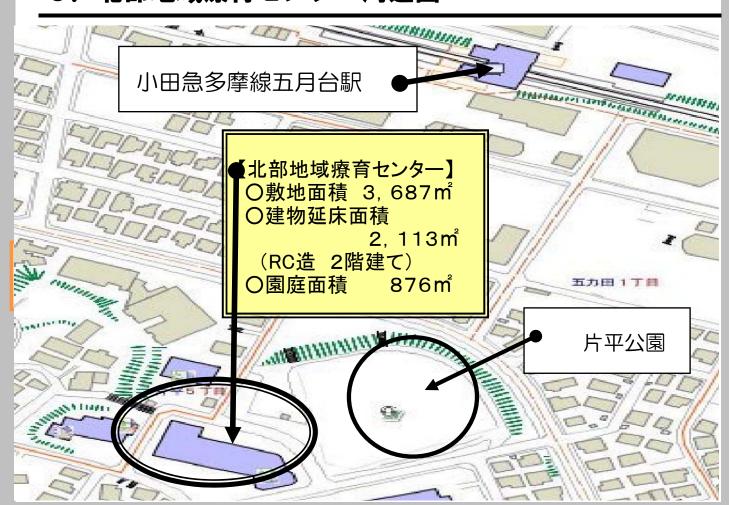
4. 今後のスケジュール

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度~
パブコメ実施等	条例改正議案(6月)	引継ぎ準備	指定管理者による運営

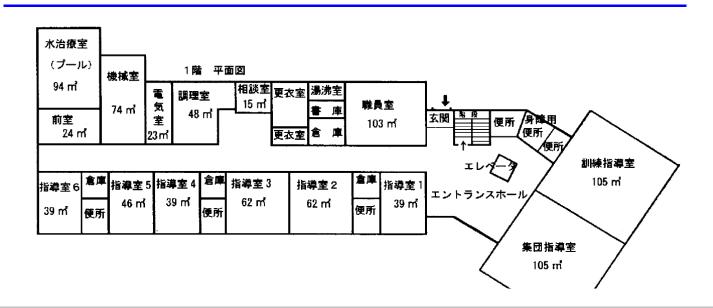
5. 市内地域療育センター所管エリア図

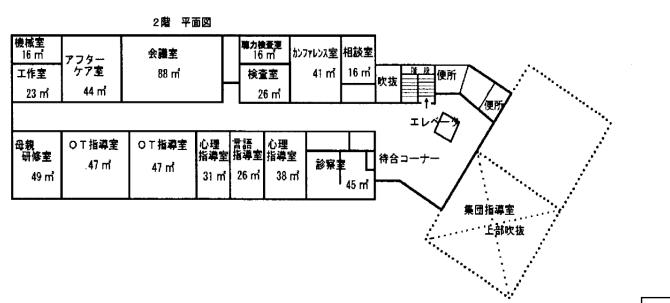


6. 北部地域療育センター周辺図



7. 北部地域療育センター施設概要(1階 2階平面図)





市民の皆様からの御意見を募集します

「北部地域療育センター」への指定管理者制度導入に対する

意見募集の実施について

川崎市では、平成27年4月から「北部地域療育センター」について、指定管理者制度 の導入を予定しています。

指定管理者制度の導入により、民間事業者の持つノウハウなどを活用していただき、サービス向上や効率的な運営が期待できると考えております。

つきましては、市民の皆様から御意見を募集します。

意見の募集について

1 募集期間

平成25年2月6日(水)から平成25年3月7日(木)まで

2 閲覧場所

川崎市北部地域療育センター、川崎市役所第3庁舎14階(こども福祉課)、同2階(情報プラザ)、各区役所(市政資料コーナー)

*川崎市のホームページ「意見公募」のページでも御覧いただけます。

3 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、電子メールでお寄せください。

御意見には、必ず、「題名」「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。

【郵送先・持参先】

市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課 〒210-8577 川崎区宮本町1番地

[FAX]

044-200-3638 (こども福祉課FAX)

【電子メール】

川崎市ホームページの「意見公募」にアクセスし、手順に従ってご提出ください。

4 意見の締め切り

平成25年3月7日(木)(郵送は、当日消印有効) ただし、持参の場合には、3月7日の17時15分までといたします。

5 注意事項

お寄せいただいた御意見について、個別に回答はいたしませんが、御意見をまとめたうえで、川崎市の考え方と合わせてホームページ並びに上記の資料閲覧場所にて公表いたします。

北部地域療育センターについて

1 施設概要

所在地:麻生区片平5-26-1

床面積:約2,100㎡(RC造2階建て)

定 員: 通園定員 60名

その他:診療所を併設(ただし、常勤医師の配置を予定。発達障害支援機能強化のた

め、対応職員の増員を予定)

2 事業概要

北部地域療育センターは、多摩区の一部・麻生区を所管エリアとして、障害など発達に課題のある18歳までのお子さん・ご家族への相談・支援等を行う施設です。

具体的な業務としては、

- ○児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援
- 〇児童福祉法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援
- 〇児童福祉法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援
- 〇児童福祉法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援、障害者自立支援法第5条 第17項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談
- 〇障害児及び障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、 治療、検査及び評価
- ○障害児等に対する療育訓練及び指導
- ○地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供

他

3 指定管理者制度導入の理由

発達障害児の増加など多様化しているニーズに対して、民間事業者の持つノウハウ や人的資源を活用した柔軟な対応により、サービス向上や効率的な運営が見込まれる ことから北部地域療育センターに指定管理者制度を導入します。

4 今後のスケジュール(予定)

平成25年 6月 指定管理者制度導入にかかる条例改正議案提出

平成25年 8月頃 運営法人の募集・選定

平成25年12月 指定管理者指定議案提出

平成26年 4月引継ぎ準備開始(1年間を予定)平成27年 4月指定管理者による運営開始

* 問い合わせ先

市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課

電話 044-200-2613

FAX 044-200-3638